

小山市総合都市交通計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 小山市の総合的な都市交通計画を策定するため、小山市総合都市交通計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 交通実態の調査・分析に関する事項
- (2) 将来交通の予測に関する事項
- (3) 総合都市交通計画に関する事項
- (4) その他小山市の都市交通に関して必要な事項

(委員)

第3条 委員は、学識経験者、市議会議員、関係団体の役員又は職員、市民及び関係行政機関の職員のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

(オブザーバー)

第4条 委員会に市長が委嘱するオブザーバーを置く。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員長が委員の中から定める。

(委員長の職務)

第6条 委員長は、会務を総理する。

- 2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、必要に応じて、委員長がこれを召集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会は、特に必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(検討部会)

第8条 委員会の所掌事務を技術的及び専門的な見地から調査研究するため、小山市総合都市交通策定委員会検討部会（以下「検討部会」）を置くことができる。

- 2 検討部会は、学識経験者、関係団体の役員又は職員、関係行政機関の職員のうちから市長が任命し、又は委嘱する。
- 3 検討部会に会長を置き、会長は委員長が定める。
- 4 第5条及び第6条の規定は、検討部会について準用する。
- 5 検討部会は、会議、活動等の経過、結果等を委員会に報告するものとする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、小山市都市整備部都市計画課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附則（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年6月27日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、小山市総合都市交通計画が策定されたときにその効力を失う。